（保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日から前項第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二条の規定による改正後の保険業法施行令の一部を改正する政令附則第四条の規定の適用については、同条中「一の保険契約者に係る一の被保険者についての保険金額が前条に定める保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じた金額を」とあるのは、「一の保険契約者に係る一の被保険者についての前条各号に掲げる保険の保険金額がそれぞれ当該各号に定める金額（当該一の被保険者について引き受ける同条第六号に掲げる保険のうちに低発生率保険（同令第一条の六第七号に規定する低発生率保険をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、低発生率保険以外の保険の保険金額及び低発生率保険の保険金額がそれぞれ前条第六号に定める金額とする。）を、当該一の被保険者についての保険金額の合計額が五千万円（当該一の被保険者について引き受ける全ての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合であって、当該一の被保険者についての低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ五千万円以下であるときは、一億円とする。）をそれぞれ」とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　実
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　森本　敏

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九十三号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同項第六号を削り、同条第二項第四号中「三六の項の中欄に掲げる貨物」の下に「（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）」を加える。

別表第一の四の項（一の二）中「無人航空機」の下に「又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品」を加え、同項（十九）中「重力勾配計」を「重力勾配計（三の項の中欄に掲げるものを除く。）」に改める。

別表第一の六の項（九）中「又はしごきスピニング加工機（四の項の中欄に掲げるものを除く。）」を削る。

別表第一の九の項（五の四）の次に次のように加える。

（五の五）	無線通信傍受装置又はその部分品

別表第一の九の項（六）中「（五の四）」を「（五の五）」に改める。

別表第一の一一の項（四）中「その」を「これらの」に改める。

別表第一の一四の項（十）中「仕様のもの」の下に「（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）」を加える。

別表第一の一五の項（四）の次に次のように加える。

（四の二）	簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置

別表第一の一五の項（七）中「目標を自動的に識別する機能を有するレーダー若しくは」を削り、「これらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）」を「その部分品」に改める。

別表第一の一六の項（一）1の次に次のように加える。

1の2	焼結磁石
1の3	1の2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

別表第一の一六の項（一）17中「磁場勾配計」を「磁場勾配計」に改める。

別表第三中「ベルギー」の下に「、ブルガリア」を加える。

別表第三の三中「若しくは（十六）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第四条第二項第四号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九十四号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第一条第四号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十六年一月一日とする。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦